

東証一斉連絡



2021年2月24日
株式会社 東京証券取引所
上場部

上場廃止に係る猶予期間の確定について

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間が確定しましたので、お知らせします。

記

1. 銘柄 大和重工株式会社 株式
(コード: 5610、市場区分: 市場第二部)
2. 猶予期間 2020年12月1日(火)から2021年8月31日(火)まで
3. 理由 本日、同社が時価総額に係る上場廃止基準に定める事業計画の改善等について記載した書面を提出したため(有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文)

以上

東証一斉連絡



2020年12月1日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

上場廃止に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間に入ることとなりますので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 大和重工株式会社 株式
(コード: 5610、市場区分: 市場第二部)
2. 猶予期間 2020年12月1日（火）から2021年8月31日（火）まで（9か月間）

ただし、2021年2月28日（日）までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、
2020年12月1日（火）から2021年2月28日（日）まで（3か月間）
3. 理 由 2020年11月の時価総額（注）が、上場廃止基準に定める所要額（10億円）未
満となったため（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）

（注）時価総額は、月末時価総額と月間平均時価総額の両方について所要額を満たす必要があります。

以上